

肥後藩農村における名子

——肥後国合志郡大津町斉藤家名子を中心として——

松 本 寿 三 郎

はじめに

近世肥後藩における名子について、特に「肥後藩人番改帳」および「肥後国検地諸帳」の分析を通しての考察は、多くの先学の手がけられた処である。これら諸論稿によつて、同帳の時代すなわち近世初頭の肥後藩農村における名子の存在形態は充分解明されたと言えよう。しかしこれら諸説の見解は、近世初頭の段階が中心とされ、従つて近世全期におよぶ名子の存在形態が確認され分析されぬまゝに初期名子の性格が規定されている点に多少の問題を感じさせる。たとえばこれら諸論稿におけるごく大まかな結論をあげれば、寛永10年の人番改帳にみられる名子に、(1)隳風の名子と(2)独立的(半独立的)名子の二種がみられること、このうち有力なものとして(2)の場合にはやがて独立本百姓化し、また(1)の場合には没落して率公人・下人化するに至るといふのである。

しかし、近世中・後期において、肥後藩農村には少からず名子の存在を見るのであつて、これらの見解については検討の余地がある様に思われる。素朴に問題点をあげれば、

(1) 肥後藩農村における名子の存在はどの程度であつたか——時

代・地域——

- (2) 名子存在の社会経済的事柄
(3) 藩政・村政における名子の地位
などがあり、これら諸点についてはまだ充分に解明されていないように思われる。

以上の諸点に関する史料はまだ充分とは云ひ難いが、本稿では鑑つて残存している、熊本県菊池郡大津町斉藤家文書を中心に、斉藤家名子の事例を紹介すると共に、若干の問題について考察したい。

主たる史料は

「肥後藩人番改帳三」…大日本近世史料

「元禄二年同拾年名子共彰踏人数覚」から文政十二年「大津手永上大津町斉藤次右衛門殿名子之者切支丹人数御改帳」にいたる六十五冊の宗門改帳(以下「宗門改帳」と略称する)と、天保三年の名子解放に関する史料約三十通である。(以上斉藤家所蔵文書)

注(1) 東大史料編纂所編、大日本近世史料「肥後藩人番改帳」

(2) 熊本県立図書館蔵

概要は熊本史学会編「肥後国検地諸帳目録」、森田敏一氏

「肥後国検地諸帳について」(熊本史学二号)

- (3) 原田敏丸氏「肥後藩農村における家族の構成」(大分大学経済論集第二巻二号)、安藤精一氏「近世初期肥後国農村の社会構成」(経済理論九号)、「近世九州における農民の分化」(宮本又次氏編『九州経済史研究』)、宮川満氏「太閤検地論」第Ⅱ部所収、第五後進地域における封建制の展開――。

(4) 主として前掲宮川氏の論文による。

一、大津町及び斉藤家の概観

大津町は熊本城下から東へ20キロ阿蘇外輪山の南麓に当り、中世には竹迫氏および合志氏の領する畑作中心の農村であった。近世初頭において相当に繁栄した村であったことは加藤氏時代の状況を伝えるとされる郷帳高で八〇〇石余の村高を示していることから推察され、又細川氏入国直後の大津村が、下大津・上大津・大津に分・大津付出しの四カ村に分けられていることから推定される。寛永九年細川氏入国以来、参勤交代の要路に当り、城下から才一番目の宿場として栄え、また瀬田の下井手・上井手の築造によつて新田畑の開発も進んだ。

合志郡は近世初頭に多くの出分・出村を有している点特徴があるが、大津手永でも郷帳の二十八ヶ村が人畜改帳では六十六ヶ村へと分化しており、公称石高では寛政七年の「大津手永手鑑」で六千石の増加がみられている。大津町では第一表にみる様に宝暦十三年の地引合改見図帳の上知・本方・御給知の分のみで一五三%の増加がみ

第一表 大津村(町)における百姓数と村高

	百姓	村 高	出 典
寛永10	61	1116石3425	肥藩後人畜改帳 3 肥後国郷帳 地引合改見図帳(本方) 大津手永手鑑 肥後国郷村帳
// 11		869. 6562	
宝暦13	169	1324. 7601	
寛政 7		1324. 7601	
文政 元		1352. 8	

行なつて来たが、肥後でもこの方針をうけついでいる。斉藤氏の登用もかゝる意味合いのものである。

られ、出高・新地・諸開など現実の耕地は更に大きく展開している。このような耕地の増加に伴つて百姓数の著るしい増加がみられる。村の分化・百姓数の増加については当面の問題でないで別稿に譲りたいが、合志郡原口村・玉名郡原加村の例からも裏付けられよう。

次に名子主斉藤氏についてみれば、先祖は合志氏の枝葉で合志郡古城村城主斉藤山城守と伝え、母方の田吹美濃守に關する古文書を蔵している。曾て大友氏麾下の武将であつたが、大友氏の没落に伴つて廢没し、初代大津九郎右衛門は加藤清正によつて大津大庄屋として登用され、ついで二代喜兵衛は細川氏によつて大津惣庄屋に任命された。人畜改帳にみる喜兵衛がこの人である。細川氏は前任地豊後においても旧族を地方役人として登用し地方支配を効果的に

その後惣庄屋役の性格が転換する宝暦期において七代次右衛門の後、養子幸助系が惣庄屋役を継承し、実子丈助は幼少の故を以て宝暦九年一領一疋兼大津御茶屋番となり、以来この系統は一領一疋で大津御茶屋番兼御山支配役として明治に至つた。

名子史料を伝える斉藤氏は実子丈助の系統であるが、このような旧族郷士は近世初頭においては多分に名子主的農業経営を行つた形跡がみられる。例えば杉本尚雄氏が紹介された玉名郡原加村庄屋古庄家先祖付に、慶長六年「五月自身之名子拾貳人江田畑老枚宛遣申候」とあり、名子百姓の独立化を図つたものの如くであるが、同じ家と思われる庄屋喜兵衛は慶安二年五人の名子を抱えている。また筆者が調査した上益城郡矢部手永の六庄屋家の末裔で下馬尾村庄屋井手家文書の中には名子系譜(表紙のみ)が残存している。

近世初頭における惣庄屋乃至庄屋クラス(のちの旧族郷士)の経営は、所謂初期本百姓経営と呼ばれる名子・下人などの隸従を使つての経営であつたろう事は、肥後藩人畜改帳にみられるヘヤ住名子の存在から推定される。斉藤家の場合、寛永十年の名子七人は後述のように庄屋喜兵衛の高請地に依存しているのであるが、のちには独立し、斉藤家は郷士(一領一疋)在御家人となり、従つて法的には百姓身分でないから名目的には高主を立て、農業経営を営んでいた。

(5) 郷土文化研究所編「肥後國郷帳」解題圭室諦成氏の説による。

(6) 土木学会編「明治以前日本土木史」

(7) 前掲「肥後藩人畜改帳」

(8) 熊本女子大学歴史学研究所編『肥後藩の農村構造』所収
熊本県立図書館蔵「宝暦十三年四月合志郡大津手永大津町上知・本方・御給知・田畑地引合改見図御帳」による。

(9) 肥後藩における本方は、上知・御蔵納・給知をい、延宝五年以前の新天地は古新地と称して本方に入れられたようであるが、延宝六年以後の開発になるものは新地と称している(森田誠一氏編「原典による近世農政語彙集」)

(10) 原田敏丸氏「前掲論文」

(11) 杉本尚雄氏「近世初期肥後農村の家族と村落構成」(熊本大学教育学部紀要才目号)

(12) 「肥後藩人畜改帳」3

(13) 拙稿「近世初期細川藩における農村支配」(熊本史学23号)

(14) 花岡興輝氏「肥後藩初期における御惣庄屋の出自について」(昭和三十五年秋季西日本史学会発表)、森下功氏「手永御惣庄屋一覽」(熊本近代史史料第一集)

(15) 斉藤家家譜

(16) 杉本尚雄氏「前掲論文」

(17) 熊本県上益城郡矢部町下馬尾、井手久雄氏所蔵

(18) 原田敏丸氏・宮川満氏「前掲論文」

(19) 藩法研究会編「藩法集?熊本藩」に「在宅之面、内作有之分は村人数之ものを高主に被立置……」(井田衍義九〇九)とあり、田迎手永出仲間電教惣人数改帳にも地主平野文八高主伝四郎が見え(熊本県史料集成才一〇集「肥後藩の農民生活」)その他各地の宗門改帳によつて高主の存在が知られる。

二、名子の存在形態

齊藤家における名子は、肥後藩人番改帳に下大津村庄屋喜兵衛のもとに左介以下七名を記載を初見とし、天保三年に名子主齊藤次左衛門の手を放れるまで第二表に示すように十数戸が認められる。現

第二表 名子の戸数

年次	戸数	出典
寛永10(1633)	7	人番改帳
元禄 2(1689)	10	宗門改帳
元禄10(1697)	10	〃
宝暦 9(1759)	19	〃
安永 4(1775)	17	〃
寛政11(1799)	15	〃
文化10(1813)	13	〃
文政11(1828)	16	〃
天保 3(1832)	15	〃

存するこれら史料によつて考察すれば、寛永10年と元禄年間、元禄年間と宝暦九年の間に約五十年ずつの間隔があつて寛永十年から天保三年

まで詳細に系譜を辿り得ない。本稿では名子の考察を(一)寛永十年の段階、(二)元禄年間、(三)宝暦以後の三時期に分けて、各時期における特長と問題点を考えたい。

(一) 寛永十年の段階

肥後藩人番改帳において齊藤家は、大津頭庄屋喜兵衛として記載されている。この記載からは名子左介以下七人は屋敷・人番ともに喜兵衛のもとに一括して記されており、その家族構成については全く明らかでない。屋敷については、喜兵衛の名のもとに六カ所が分布しているから、名子達の家がこれらの屋敷に分散していることを推測させる。名子の具体的形態を暗示する唯一の史料は家数の

第三表 齊藤家名子の家

間	間	家名	間	間	家名
2 × 3	本	や 左介	2 × 4	本	や 吉左衛門
1.5 × 3	か	ま や	1.5 × 3	か	ま や
1.5 × 2	母	ノへ や	1.5 × 3	馬	や
2 × 4	本	家 太郎兵衛	2 × 5	本	家 勝左衛門
1.5 × 3	へ	や こしぬけ	1.5 × 3	か	ま や
2 × 4	本	家 四郎左衛門	1.5 × 2	へ	や
2 × 4	か	ま や	2 × 3	お	やノへ や
1.5 × 3	馬	屋	1.5 × 2	馬	や
1.5 × 3	へ	や	2 × 5	本	屋 勘七
2 × 4	本	家 半七	2 × 3	か	ま や
1.5 × 3	馬	や	2 × 3	へ	や
			2 × 3	馬	や

記載であつて、こゝでも家数三十五軒が喜兵衛のもとに現われるが、そのうち名子家数として第三表の如き記載があり、その記載方

法から見て、名子戸が一個の独立した生活世帯を営んでいるさまを

窺い知るのである。この名子の世帯のあり方を第四表に示した同村内における名子・下人を有しない百姓と比較してみると家数や建坪の点では大きな差異がないことが判る。勿論高階し人番帳にも登録

第四表 名子下人を持たない百姓の家

間		百姓・家	持高
2 × 6	2 × 4	本屋 伊兵エ かま屋 おやノへ屋 牛馬屋	23石1.3.9 ヤ8畝15
2 × 4	2 × 4		
2 × 4	2 × 3		
2 × 4	2 × 3		
2 × 4	2 × 4	本屋 左吉 かま屋 おやのへ屋	13石4.3 ヤ9畝18
2 × 4	2 × 3		
2 × 3	1.5 × 3		
2 × 3	2 × 4		
2 × 4	2 × 4	本屋 久作 かま屋 牛屋	12石9.5.7 ヤ4畝15
2 × 4	1.5 × 2.5		
1.5 × 3	2 × 4		
2 × 4	1.5 × 3	本屋 作介 かま屋	10石1.4.8 ヤ2畝24
2 × 4	2 × 4		
2 × 4	2 × 4	本屋 久介 かまや屋 馬屋 く	20石6.9.7 ヤ13畝15
2 × 4	2 × 4		
2 × 4	2 × 4		
2 × 4	2 × 4		
2 × 5	2 × 4	本屋 与左衛門尉 かま屋 へ屋 牛屋	19石7.4.5 ヤ5畝12
2 × 4	1.5 × 3		
2 × 3.5	2 × 4		
2 × 4	2 × 4	孫介	7石5.1.92

合も居城落城ののち「浪々之身二而数多之家来扶助難成、暇を出成近隣ニ召置、所之百姓ニ仕付聞名子之者と名付置申候」とあつて、名子成立に共通点がみられるが、元来名子の唱は主家からの称呼であり、村落社会における地位を表現するものではなかつたのではないかと思われる。しかし近世的農村支配体制の中で、旧族とは云え名子主の地位が本百姓として把握されるようになると、名子主に従属する名子は、他の本百姓よりも一層低い地位しか得られなくなるのではあるまいか。前にみた原加村の慶長六年独立の名子が名子主と同格の本百姓となつているのに対して、斉藤・河野両家の場合には名子として身分づけられるのは、支配体制の把握の時期と名子の独立の時期との相違によるものと考えられる。

された本百姓と名子とが全く同等の資格であつたとは言えないが、生活世帯としては余り差異のない状態であつた。両者の根本的な差異はいうまでもなく法制的な立場にあり、片や本百姓として他方は名子として位置づけられている点である。

の名子家が次のように記載されている。

善四郎家内

高八石九斗九升七合

一男女六人 内男三人

内

浄土真宗熊本西光寺旦那

歳三拾貳

自身

善四郎

来として仕えたもので斉藤家の備後に伴い百姓化し名子と呼ばれたものである。玉名郡一領一疋（先祖は坂下手永惣庄屋）河野家の場

(二) 元禄年間(3) 元禄二年の「宗門改帳」は善四郎以下十戸

右同宗

同廿七

右同同宗

同拾ヲ

娘
り
ん

女
房

右同同宗

同三ツ

同
す
ま

右同同宗

同六拾九

親
道
休

右同同宗

同拾八

下
人
庄
助
(以下略)

同年の宗門改帳によつて名子が高譜をしていることが判るが、その譜高・家族・労働力構成は第五表に示される。この表に示されるところでは、高譜の名子は七人で寛永の戸数と一致している。これら高譜名子は家族数六人以上で、兄弟家や下人など附属労働力を擁してあり、特に元禄十年次右衛門家には名子理右衛門を抱えるなど再生産可能な戸であつた。無高名子は主家の農業労働に従事したものであろうか存在が不安定だつたようである。元禄十年には吉兵衛は消滅し、甚兵衛女房は孫助家内に繰入れられている。元禄十年には消滅した二戸の代りに熊本住生寺且那の九兵衛と山本郡平井村専徳寺且那の手代甚助が新たに名子に登録されている。このような名子戸の補充は、名子にも或種の夫役が課せられ、名子株といつたものの存在を思わせるものがある。

元禄二年の名子高の総計は八三七七升一合で、寛永十年の庄屋音兵衛の高八三石七斗一升三合と比して、極めて接近しておりこの点

第五表 元禄2年の名子高人畜

	名子	総人数	女房	男子	女子	15以下	兄弟家族	その他
17石0	1.0 次右衛門	9	1			3	弟家 4	下人 1 おじ 1 母 1 親 1 下人 1 助 後家 3 孫 之 後家 2 全 之 家 2 い と 家 2 母 1
14' 6.8.7	五郎兵衛	7	1			2	男子家 3	
14' 3.9.4	藤兵衛	11	1	2		1	{ " " 3	
13' 6.8.3	半之允	11	1			2	兄家 4兄 1	
8' 9.9.7	善四郎	6	1			2		
7' 8.9.0	七郎右衛門	8	1			3		
6' 4.1.0	孫助	9	1			2	弟 2	
無 高	徳兵衛	3					弟	
無 高	甚兵衛	5	1	1		2		
無 高	吉兵衛	3	1			1		

から、喜兵衛の総高を分ち与えられたかのような感があるが、肥後藩法では在御家人の高については「在宅之面々内作有之分は村人数之ものを高主え被立置」の規定があり、宝曆十二年の地引合改帳でも、御茶屋床を含む屋敷三反二十七歩と田畠三町七反が小百姓嘉次郎の高譜地となつていふことから、名子高は主家たる齊藤家の経営から独立した高であることが判る。

この宗門改帳は形式的には人別改帳を兼ねるものであつたらしいが、奥書は次のように記載されている。

第六表 齊藤家名子戸数の変遷

宝曆12	人数	抱高	安永4	安永7	天明7	寛政11	享和2	文化13	文政11
No. 1 弥助	7	ヤ. ヤ.2.2又4.12				(1)	/	/	/
2 甚七	7	1.6 5.12		10	5 併5				
3 平助	7	1.5 3.27							
4 勘助	8	ヤ.1.5 1.12							
5 徳平	5	1 4 3.06							
6 助市	3	1.2 6.00			3	/	/	/	/
7 次右衛門	10	ヤ. ヤ.1.0 9.06						弟	/
8 七郎右衛門	6	1.0 6.06		6	/	/	/	/	/
9 儀七	6	9 5.21							
10 平吉	6	ヤ. 7 4.06	5	5 第5	/	/	/	/	/
11 太三次	2	4 6.12	/	/	/	/	/	/	/
12 次兵衛	(1)	ヤ. 3 8.12	(1)	/	/	/	/	/	/
13 安兵衛	3	3 8.00							
14 又吉	4	1 6.27		10	5 第5				
15 弥太平	6	ヤ. 6.03							
16 藤左衛門	3	4.18	/	/	/	/	/	/	/
17 三次郎	3	ヤ. 0.00				1	/	/	/
18 勘七	2			2	/	/	/	/	/
19 吟右衛門	(3)			(3)	/	/	/	/	/
20 清兵衛	/	/	5	/	/	/	/	/	/
21 甚平	/	/	/	/	/	4	/	/	/
戸数	19	19	17	16	15	15	13	13	16

高八拾三石七升啓合
一人數七拾貳人

一紙

六拾啓人 有人

男三拾啓人

内

女廿九人

十八人 六十下十五より上男
十四人 六十一より上十四より下男
老若共

※ 名子戸数の基本数は宝曆9年宗門改帳。表中の数字は分家、消滅時の人数。
宝曆12年頃の名前は宗門改帳。抱高は宝曆13年大津町田畑地引合改見図御帳による。
ヤ……屋敷持ち

十一人 高々口過井質奉公ニ罷出申候分

内

男九人

女五人

……後略……

この記載からみると、名子戸のうち十一人が口過や質奉公に出ていることが判り、名子の経営が独立的に行なわれたことを示すといえよう。このように名子が高階をし、独立して農業経営を営むことは、どのように考えるべきであろうか。この点は後に考察する。

(三) 宝曆以後の名子戸

宝曆以後天保三年の名子解放まではほとんど毎年の宗門改帳によつてその戸数の変遷をたどることができるが、宝暦年間には十九戸に増加したが、安永四年以後十五戸前後に安定している。(第六表参照)

宝暦九年に三人以下であつた戸は安兵衛家を除いて、七戸が寛政十一年までに消滅しており、少家族名子家の不安定性を示している。また持高の多かつた戸では分家の傾向がみられて、名子数の維持が行なわれた形跡がみられる。家族数と耕地の多寡には多少の関係があるように思われる。宝暦十三年の「地引合改見図帳」による名子の耕地と家族の関係についてみれば、家族五人以上の名子は、九反余の儀七、七反余の平吉を除いていづれも一町歩以上の耕地を有している。逆に四人以下の名子では一町二反を有する助市を除いていづれも三反以下の耕地しか有せず、とくに、三次郎・勘七・吟右衛門後家は無高であり、名子主斉藤家か又は他の有力者に隸属する性格が強かつたと見られる。当時斉藤家の耕地は(名儀上小百姓嘉次郎が高主になつてゐる―前述)三町七反であり、階代家来も

いたがそれだけでは充分な労働力たり得ず、これら隸属性の強い名子の労働力に負つていたものと思われる。(第七表参照)

名子間に家族数・耕地ともに多く再生産可能な者と、再生産に必要などちらかの条件を欠ぐものとの階層的分化の萌芽は元禄年間に見られたが、宝暦期に入つてますますその傾向が明らかになつてきている。

注(20) 「肥後藩人番改帳」3

(21) 斉藤家家譜、文政九年八月「奉願覚」、このような武士の土着による名子については、有賀齊左衛門氏『日本家族制度と小作制度』参照

熊本県立図書館蔵「先祖付、南関手永」

(22) 「元禄二年同拾年名子共影階人数帳」

(23) 「肥後藩人番改帳」

(24) 注19

(25) 大石慎三郎氏「江戸時代における戸籍について」(福島正夫氏編「戸籍制度と「家」制度」)参照

(26) 階代家来は後述のように村人数を放れて斉藤家に隸属した。彼らは斉藤家に属して在御家人の家来となつたのである。武士の家来といふことで明治初年には卒族に編入されている(明治壬申四月の「旧侍臣身分之儀」付而者去年辛未五月相伺候処猶伺候候、左之通)に熊本県の回答が見える―斉藤家文書)。

(27)

階代家来は後述のように村人数を放れて斉藤家に隸属した。彼らは斉藤家に属して在御家人の家来となつたのである。武士の家来といふことで明治初年には卒族に編入されている(明治壬申四月の「旧侍臣身分之儀」付而者去年辛未五月相伺候処猶伺候候、左之通)に熊本県の回答が見える―斉藤家文書)。

階代家来は後述のように村人数を放れて斉藤家に隸属した。彼らは斉藤家に属して在御家人の家来となつたのである。武士の家来といふことで明治初年には卒族に編入されている(明治壬申四月の「旧侍臣身分之儀」付而者去年辛未五月相伺候処猶伺候候、左之通)に熊本県の回答が見える―斉藤家文書)。

第七表 宝暦13年 上方 見図帳にみる名子の耕地
 上知 本方 御給知

名譜反別	屋敷所持				屋敷不所持				名子 (数字は宝暦 12年の家族)	備考
	頭	小	(名)	その他	頭	小	(名)	その他		
町反										
3. 7		1								嘉次郎(一領一疋斎藤丈助高主) 庄屋木郎次(武田太郎次)
3. 1			1							
2. 9	1									
2. 6		1								
2. 5	1									
2. 4	1	1			1					
2. 3	2									
2. 2	1	1	1						ヤ次郎右衛門 8	
2. 1										
2. 0		1								
1. 9	1	1								
1. 8		1								
1. 7	1			1						
1. 6	1	1					1		甚七 6	
1. 5		3	1				1		ヤ勘助10 平助 9	
1. 4		1				2	1		徳平 5	
1. 3	2	2								
1. 2		5				2	1		藤兵衛 3	
1. 1		6(1)				1		1		
1. 0		4(1)	1				1		ヤ次右衛門10 ヤ七郎右エ門 5 儀七 6	
9		1			1	3	1			
8	1	4				4(1)				
7		6	1(1)			1			ヤ両右衛門 6	
6		6				5(1)				
5		5(2)				2				
4		4				7(6)	1		太三右衛門 2	
3		6(3)	1(1)			3(2)	1		ヤ次兵衛1. 安兵衛4	
2						4(4)		2(1)		神田
1		6(4)				10(7)	1(1)	1(1)	又吉	
1以下		3(1)	1(1)			4(1)	1(1)	2(2)	ヤ弥太平 6 藤左衛門 3	
0		14	1	4		4			ヤ兵右衛門 2	
		11 頭百姓	85 小百姓	7 (名子)	6 その他	1 頭百姓	53 小百姓	10 (名子)	6 その他	

() 内は畑のみの耕作者。ヤは屋敷持ち。名前の後の数字は家族数を示す。

三、村政における名子の地位

大津町のうち名子に関する宗門改帳が斉藤家に残されたのは、これら名子が斉藤家に隸属し、斉藤家を通じてのみ藩政（より具体的には郡方の地方支配）を受けたからであろう。元禄二年から天明六年までの宗門改帳は別帳を以て影踏に行なつたもので、村庄屋が別帳の写を斉藤家へ送付した際奥書に「右者御格之通紙面ニ而御座候」との記載がみられる。

① 天明七年に至つて、斉藤家名子は影踏に際して惣人数に加えられたことが、同年の宗門改帳にみえる。即ち奥書に

右者阿方様名子之者共天明七年より奉願大津町惣人数之内ニ被召
江影踏被仰付候ニ付前々影踏別帳を以任来申候名子人数帳面毎年
影踏御達申上候様ニ被仰付置候ニ付則帳面相調御達申上候以上

天明七年二月

大津町庄屋

太郎次[㊦]

斉藤喜兵衛殿

とある。これによつて名子は村庄屋の統轄の下に属するようになったと云へ相である。事実これまで名子の影踏には、斉藤家から立会つていたのに、この年からは立会わなくなつてゐる。従つて逆に見れば天明七年以前は、名子は直接村と関連できない存在だつたといふことになる。

② しかしながら耕地の所有状態、高請けの実態から見ると異なつた評価ができる。即ち名子の高請けは元禄二年の宗門改帳に見られ、宝暦九年以来名子は五人組成員（但し名子のみで三組をなして

いる）となり、宝暦十三年の地引合改帳では頭百姓・小百姓百六十九人のうちに十七人の名子がいづれも小百姓として署名しているのである。これらの諸事情のみを見ると既に諸先学の明らかにされた如く名子の本百姓化という指摘と合致するが、やはり身分的な問題が残るように思われる。肥後藩における年貢割当に関して、寛永十二年の法は「此儀小百姓迄承届」とあるのに対して寛文十年には「小百姓名子以下迄番附相渡、免割帳面を得斗読聞せ銘々判形を仕せ申候」（傍点筆者）とあるように、高請けの名子の存在も否定し難い。名子放れを経なければ、前述のように一応本百姓の条件を充足しても、それ丈では本百姓とは云えないのではなからうか。

③ 但し、斉藤家名子の取扱ひについて、藩政（郡方）においては、「其元名子之者者影踏帳奥ニ別帳ニ立有之事ニ候得共平日御郡取扱者外之御百姓同様ニ有之候処……」⁽³²⁾として、本百姓並みに取扱つてゐるようであり、また現実に、宝暦十二年には、勘助の忝左右衛門、次郎衛門の忝伊三次が御任立馬口付に、弥太平が大津手永会所小頭、兵右衛門が会所の走番を勤めていて、本百姓並みの地位にあつた。とくに弥太平の勤める会所小頭は、単に能筆であるだけでなく、村役人と同格あるいはより高い資格が要求される地位⁽³³⁾であるだけに、名子の本百姓化が事実として認められよう。しかし身分的には弥太平も名子であり、名子放れしなければならなかつた。宗門改帳の付紙はこの件について次のように述べている。

此弥太平儀宝暦十三年二月会所所詰ニ可被仰付旨ニ付拙者手放レ申候様掠梨角兵衛殿より所望ニ付同二月十五日名子手放申候

④ 斉藤喜兵衛は天明二年に大津町御蔵納無高十左衛門を名子分から譜代家来として召抱えたいと申出ているが、御郡方はこれに対し

て

此儀双方願ヒ被差免候尤追て様子も有之譜代家米差放候節は他支配ニ相成候儀は難叶元々之通村人数ニ加リ申管ニ候⁽⁵⁾と答えてゐる。

これら史料からみると、名子の取扱いについて、藩政(御郡方)では本百姓並みで村人数に入れ自らの支配としてゐるのに対して、斉藤家としては村人数たるを否定してないが身分的に自らの支配としてゐるもの如くである。このような斉藤家の名子支配は、制度的に宗門改めに踏襲されただけでなく、(年未詳)三月十三日名子宇七の早手小頭登用に際して、「在勤中は名子の手を差離可申候尤万一様子も有之候ハ、御掛合仕候間其節は元之名子ニ御返し下さるべく」とのべて、名子の帰趨に斉藤家の発言力があることを主張しているのでも示される。ここでは両者の意向が相容れ難いものを含んでいるながら、尚相互の了解の上に事が運ばれているのは、一つには斉藤家がもと惣庄屋家という資格を有すること、さらには先祖以来の訳という歴史的条件があることに支えられていたものと思われる。

天保三年に名子庄七が斉藤家に無断で寸志を差上げて在御家人化(具体的にどの地位を得たか不明)するに至つて、名子の処遇が問題になつた。この事件は幕末における肥後藩名子に関する藩側の立場を示すものとして興味あるものである。以下繁雑になるが全文を掲げ検討する。

口上之覚

私譜代名子之内庄七と申者去冬寸志銭差上候由漸此間承候間御問

合候通ニ御座候処存寄有之候ハ、其訳紙面ニ而貴所様申進候様左候ハ、夫を以御伺ニも可相成旨被仰越候趣承知致候則左之通ニ御座候

一寸志銭差上候儀私江者一向問合も不仕者主従之間柄其上不寄何事相尋受差岡候管ニ相極置候処一向何之沙汰ニも及不申段落兼申候

〔付紙〕「本行庄七儀寸志銭差上候儀次左衛門江答不申儀届兼候間屹ト相断候様可被申付候事」

一依寸志苗宇帯刀被仰付候ハ帯刀之応対勿論ニ候処是迄家米筋之名子ニ而甚承知無本意奉存候間被為叶御儀ニ御座候ハ、今迄之通閣被下候奉願度奉存候事

〔付紙〕「御用ニ付寸志被召上候間為其加寸志銭差上寄得之者共被賞苗宇帯刀差免候得者身分相当の応接者勿論ニ候得共古今取も有之事ニ付庄七儀假令結構ニ被召上候共旧恩忘却者致間敷候右之通ニ而寸志茂夫々被召上候間是迄之通ニ被閣候儀難叶候事」

一名字之者ハ役人ニ者難成由ニて頭百姓も申付無之五人組茂名子者名字同士組合せニ相成居候処寸志銭差上之儀何程ニて有御座哉之事

〔付紙〕「名字之者寸志差上候儀不苦候事」

一名字より寸志銭差上候儀不苦且又主家ニも相伺不申勝手次才寸志差上候儀も不苦筋ニて結構ニ被賞候儀ニ御座候得者可仕様も無御座候得共代替り継目不仕村人数ニ為成候節者本之名子ニ返し可被下載之事

〔付紙〕「本行前条之通ニ候事」

「其節之御陰儀次才ニ候事」

一名字より寸志支不申候得ハ跡之難決者構不申田畑ニ而も売払何レ

も寸志差上専名子之手を切り候儀者必定ニ而私家ニも不敬之振捌
仕ものと相見江候事

〔付紙〕「無理成ル才覚を以寸志差上跡々離決ニ及候程之者者御惣庄
屋より相違不申筈ニ候左様之寸志ハ勿論不被召上候事」

右之通ニ御座候尤先祖より之取も不相分候而者貫兼可申と名子之
取付付通宝曆十三年二月御遊写式通相添掛御目申候間宜敷御願
申候以上

(天保三年)
辰二月十日

布田太郎右衛門殿
齊藤次左衛門

庄七は天保二年の関東筋川々御普請御手伝御用寸志の募集に応じ
て貯えていた烏目を寸志として出したものである。御郡方の見解は
付紙に示されるが、この口上覚から問題とされる点は、(1)名子庄七
が齊藤家の了解を得てない事である。このことは庄七が齊藤家の嚴
重な統制の下になかったことを示している。庄七の経営は独自の手
で営まれ、だからこそ蓄財することも可能であったと考えられる。

当時の寸志額は百姓から地士へは五貫目の寸志が必要であった。米
一升が錢一匁三分余約百二十文位であるから五貫目では約四石余に
当り相当な経営でなければ寸志は捻出できない。庄七の経営が相当
に大きかったことを示すものである。(2)次にこの覚書で藩側(御郡
方)も齊藤家も名子の右のような独立的な経営について一言もふれ
ていない事が指摘できる。この点については前述のように大津町惣
人数として把握していることであらわれであろう。(3)名子は役人に
はなれないが五人組を構成していて、村内では百姓として位置づけ
られている。(4)名子の地位を決定的に位置づけるものは、庄七の寸

志を藩側が承認したという事実である。肥後藩の財政困難が農民か
らの寸志に期待するようになること、百姓・名子の別なく寸志を差出
し得るものを求めているのである。

こうした村政における名子の地位は、小百姓として貢租を負担
し、或いは会所役人になり、更には寸志によつて在御家人の資格を
得るものも現われるなど、他の本百姓並みに取扱われる存在であつ
たといえよう。

注(28)「元禄二年同拾年名子共影踏人数帳」

(29) 齊藤家家譜卷之三、文政十二年二月「御受申上覚」

(30) 前掲「藩法集」熊本藩「井田衍義」二一九条

(31) 全右井田衍義六七一条

(32) 文政十二年二月七日「扣」、「御受申上覚」

(33) 宝曆十二年「宗門改帳」

(34) 城南町史編纂会編「城南町史」「会所の機構」参照

(35) 齊藤家家譜卷之三

(36) 三月十三日名子詣哲之扣

(37) 前掲「城南町市」「寸志制度と城南」による

(38) 拙編「元禄以来御又揚扣」

(39) 前掲「城南町史」、森田誠一氏「近世の郷土制、特に金納
郷士の性格」(法文論叢才二〇号)

四、齊藤家と名子

前述のように村内においては本百姓並みの取扱いをうけている
が、それでも尚最終的には御郡方をして、庄七が齊藤家に無断で寸

一同三百五十め	同所武平
一同三百五十め	同所勘助
一同三百五十め	同所藤七
一同百め	同所立助
一同三百五十め	下大津幾平
一同式百五十め	同所文吉
一同三百五十め	同所藤吉
一同三百五十め	同所寿七
一同百五十め	同所儀平
一同百五十め	同所平七
一同式百目	同所源助
一同百五十め	同所改七
合四貫目	同所形右衛門

この場合必ずしも全部の名子が同一歩調でなかつたらしく、のちに三百五十目を出して独立した下大津町孫七について、「私合壁ニ居候名子孫七と申者ハ御先役衆已来名子共追々之願事仕候節も同意不仕ニ付此節之取組ニ茂外之者共より孫七ニ者知せず不申哉又者知候而も只今通ニて居候管ニ御座候哉本紙ニ名前相見江不申候間御問合申上候」とあつて、名子放れが名子の意志によるものであることを示している。

身贈銭は同年八月十八日から翌天保四年一月二十五日まで支払われているが、これは名子が会所に提出し、会所から斉藤家に届けられており、その際名子は頭百姓と共に斉藤家を防れて贈印した。⁽⁴²⁾この贈印によつて名子放れが完了するのである。

注(40) 文政十二年二月「御受申上覚」

(41) 伊藤兆司氏「小倉領・中津領及び日田領領地帯に於ける隸農制度」(農業経済研究四卷三号、七卷四号)

(42) 天保三年八月「名子共身贈銭受取一巻」

結 び

以上見て来た斉藤家の名子は、私たちが学界共通の財産として持つている名子の概念と著るしく相違するよう思われる。例えば古島敏雄氏の「隸農制度としての御館被官制度」や伊藤兆司氏の「小倉領中津領及び日田郡領々境地帯に於ける隸農制度」あるいは有賀喜左衛門氏の名子(『日本家族制度と小作制度』)をはじめとする所謂隸農としての名子と斉藤家名子を比較する場合、(1)高請けをしている事、従つて検地帳には賃租負担者として登録されていたであろう。(2)五人組の構成員となつている事、この点から村の法的構成員として把握されている事が推察される。(3)名子屋敷は名子主屋敷内または名子主屋敷をとりまく(形の上で隸農を示すと思われる)のでなく上・下の両村に分散している。(4)名子主に奉公する者もある反面他の家に奉公したり、会所役人として勤めるものもいる。など、隸農とは思えない数多くの特色をもっている。

しかしそのような独立的性格を持ちながらも、江戸時代のはゞ全期に亘つて、隸農の代表的名辭とされる名子の呼称をもち、実際に斉藤家の了解なしに行動できない面を併せ有したのである。

肥後藩農村において那方によつて本百姓並みに取扱われながら、なお名子が存在したことは、斉藤家の例で実証できようが、このよ

うな名子が肥後藩に普遍的に見られるか否かの問題については今後の史料探訪に委ねるほかに思われる。更に今後考究すべき問題として原田敏丸氏・杉本尚雄氏（前掲書）によつて提唱されている高持名子の本百姓化（無高名子の奉公人化と表裏の關係にある）の問題があげられよう。寛永年間すでに高持名子と無高名子の分化がみられるが、これらの詳細な追求によつて肥後藩農村における名子の実態が明らかにされるのではなからうか。

〔付記〕

本稿作成に當つて史料所蔵者齊藤喜興氏の御好意を得、また県史編纂室花岡興輝氏の御協力を得た。深く感謝したい。

尚、本稿は昭和四十一年度奨励研究「肥後藩における村政の研究」の一部であることを付記する。